

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

長崎県窯業技術センター所長 園田 貴子

1 一般競争入札に付する事項

長崎県窯業技術センター庁舎設備管理業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 条）第 12 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による長崎県知事の登録を受けていない者
- (9) 長崎県窯業技術センターと同程度の規模の設備管理業務を履行した実績を有していない者及び、当該業務の「仕様書」にある資格を有する技術者（電気工事士）を選任できない者
- (10) 長崎県内に本店等を有しない者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用していない者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和 8 年 3 月 12 日（木）までの間（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参し提出すること。
 - ア 誓約書

イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 営業に必要な許可、認可等を証する書類

キ 印鑑届（様式第2号）

ク 口座振替申込書（様式第3号）

ケ 令和5年4月1日から申請書提出期限までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式、契約書写し等を1件以上添付すること。）

コ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20条）第12条の2第1項の規定による長崎県知事の登録を受けていることを証する書類

サ 仕様書にある資格（電気工事士）を有する技術者を選任できることを証明する書類

シ 長崎県内に支店等を有する者にあっては、当該支店等の所在地及び当該支店等における常勤の従業員の雇用状況を示す書面（任意様式）

ス その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

長崎県（本庁又は地方機関）の他の機関が実施する「令和8年度庁舎設備管理業務委託に係る一般競争入札」の入札参加資格審査において、資格を有すると決定され、当該入札参加資格が本件入札期日（令和8年3月19日）において有効である場合は、申請書（様式第1号）及び印鑑届（様式第2号）を提出するだけでよいこととする。なお、この場合、県の他の機関が発行した「資格審査結果通知書」（写）の提出により、資格審査申請書の目次に記載する書類及び添付書類に代えることができるものとする。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒859-3726 長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷 605-2

（名称）長崎県窯業技術センター総務課

（電話）0956-85-3140

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年5月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。